

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム設置要綱（案）

（設置）

第1条 2020年4月28日に施行された「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号。以下「改正法」という。）による著作物の教育利用に関する新たな補償金（授業目的公衆送信補償金。以下単に「補償金」という。）制度の円滑な実施にあたり、「文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）」（以下「分科会報告書」という。）を踏まえ、権利者と教育関係者は、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（以下「本フォーラム」という。）を、2019年度に引き続き設置する。

（本フォーラムの目的）

第2条 本フォーラムは、補償金制度の円滑な実施に資する情報共有や典型的な利用例や、分科会報告書に基づく「著作権法第35条の解釈に関するガイドラインの整備について」に係る「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」の策定に関する話題を中心に、著作権に係る研修や普及啓発等に関する話題を含め、情報交換や意見交換を通じて、それらに関する共通認識を形成し、補償金の在り方や、教育現場における著作物の利用促進及び著作権に係る研修・普及啓発の促進等に資することを目的とする。

（構成）

第3条 本フォーラムは、別紙のとおり、権利者団体（補償金の対象となる権利を有する団体が中心）を代表する者又はその推薦を受けた者、教育関係団体（補償金の支払い義務を有する教育機関の設置者団体が中心）を代表する者又はその推薦を受けた者、及び著作権法又は教育に関する専門的知見を有する有識者をもって構成する。

2 本フォーラムは、権利者団体を代表する者又はその推薦を受けた者と教育関係団体を代表する者又はその推薦を受けた者が概ね同数となるようにする。

（定足数）

第4条 本フォーラムは、構成員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 団体を代表する者又はその推薦を受けた者は、代理する者を指名し出席させることができる。

(座長)

第5条 本フォーラムの座長は、権利者団体の団体を代表する者又はその推薦を受けた者の中から1名、及び教育関係団体を代表する者又はその推薦を受けた者から1名を選出するものとする。

- 2 座長は、本フォーラムの目的に則し、共同して議事を進行する。

(陪席等)

第6条 当該団体を代表する者又はその推薦を受けた者が構成員である権利者団体及び教育関係団体は、1団体につき原則2名以内に限り、事前に事務局に申し込むことにより、本フォーラムに陪席させることができる。

- 2 座長は、陪席する者に発言を求めることができる。
- 3 本フォーラムでは、必要に応じて、構成員以外の者からヒアリングを行うことができる。
- 4 本フォーラムには、文部科学省及び文化庁等の各省庁等の職員が出席することができる。
- 5 第3条第1項の権利者団体及び教育関係団体以外の団体が、その団体を代表または代理する者にオブザーバーとして本フォーラムを傍聴させることを希望する際は座長に申し出ることとし、座長は、会議場、会議設備の状況を考慮して、傍聴を許可するように努める。

(専門ワーキング・グループの設置)

第7条 本フォーラムは、必要に応じ、専門ワーキング・グループを設置することができる。

- 2 専門ワーキング・グループは、本フォーラムの意見を聞いて座長が指名する者によって構成する。
- 3 座長は、専門ワーキング・グループを構成する者の中から、主査1名と幹事2名を指名する。
- 4 主査は、専門ワーキング・グループの運営を掌理し、幹事は主査を補佐する。
- 5 主査は、専門ワーキング・グループの運営に際し、当該専門ワーキング・グループの承認を得て、専門的知見等を有する者から意見を聴取することができる。
- 6 主査は、専門ワーキング・グループの検討結果を本フォーラムに報告する

ものとする。

(検討スケジュール)

第8条 本フォーラム及び専門ワーキング・グループは、1カ月～2カ月に1回、2時間程度を目安に開催する。

2 本フォーラムの検討は、令和3年度から授業目的公衆送信補償金が有償となることを前提に、第2条に掲げる「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」等必要なものから優先的に行うものとする。

(議事概要等の作成・公開)

第9条 本フォーラムの記録として議事概要を作成し、インターネットを利用して公表する。

2 議事概要は、すべての発言の内容を記録することを原則とする。

3 本フォーラムの配付資料については、原則公開する。ただし、両座長の判断により会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 専門ワーキング・グループは議事の要点（議事における委員の意見、見解をまとめたもの）を作成してインターネットを利用して公表する。

5 専門ワーキング・グループの配付資料については、原則公開する。ただし、公開することが妥当ではない相応の理由があるときは、主査の判断により会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局・費用負担)

第10条 本フォーラム及び専門ワーキング・グループの事務局は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）において行う。

2 本フォーラム及び専門ワーキング・グループの開催に要する費用のうち、団体を代表する者又はその推薦を受けた者である構成員、もしくは代理する者の出席に係る費用は、各団体が負担するものとし、それ以外の費用(会場借上費、設備借上費、有識者の旅費等)はSARTRASが負担することを原則とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本フォーラム及び専門ワーキング・グループに関し必要な事項は、本フォーラムに諮って定める。

(適用)

第 12 条 この要綱は、2020 年 6 月 15 日から適用する。